

012345678910

昭和十三年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十三年一月十一日發行
十一月十一日、廿一日發行

第 十 三 號

部 報

昭和十三年一月十一日

- 愛國行進曲 (内閣情報部撰定)
- 臺灣農會令及臺灣畜產會令公布に就て (殖産局農務課)
- 支那事變と蘭領印度 (臨時情報部)
- 地方情報 (臨時情報部)
- 美談集錄 (臨時情報部)
- 附錄 事變日誌 (臨時情報部)

臺 灣 總 督 府

臨 時 情 報 部

愛國進行曲



内閣情報部撰定

臺灣農會令及臺灣畜產會令公布に就て

殖産局農務課

臺灣農會令及臺灣畜產會令の二律令は去月二十一日附を以て公布せられました。農會法規の改正畜産團體法規の制定は本島農業界多年の懸案でありまして、右二律令の公布は今後の臺灣農政上重大なる意義を有するものと思料せられますので此の二律令公布の趣旨と特色に就て説明致し度いと思ひます。

新制度の主要眼目は次に述ぶる二點にあります。其の第一は從來の農會の事業から畜産關係事業を分離して、獨立の畜産團體たる畜産會をして之を行はしむることであり、而して此の畜産會は農會と同様、公法人として國家の産業政策の一部を擔當するものであります。斯の如き畜産團體は内地にも朝鮮にも存在せず、臺灣獨特の制度であつて、之は畢竟臺灣の畜産業が内地、朝鮮と異なる獨自の立場を有することに因るものであります。そこで臺灣の畜産業の現況を概説すれば本島の畜産業は島民の普及せる養畜思想の爲非常に盛大であります。例へば牛の飼養頭数は現在約四十萬頭、豚は百八十八萬頭、家禽は八百十六萬羽であり、之を人口や土地面積の割合に見ても我帝國領土内で臺灣に勝る所はありません。殊に養豚の如きは先進國たる歐米主要養豚國と比較しても敢て遜色を見ないのであり

ます。今、人口千人當りの養豚数を挙げると、丁抹の一、三六一頭一北米合衆國の四八六頭四加奈陀の四五四頭五、獨逸の三四七頭八、新西蘭三三四頭八に次いで我臺灣は三三二頭五であり、亞爾然丁の三一八頭一和蘭の二五八頭一に勝つて居ります。又農耕地面積當飼養頭数は臺灣が世界第一等で、千陌當飼養頭数は臺灣二、二四三頭一丁抹一、五九七頭九獨逸七七八頭三和蘭七七七頭五白耳義六七七頭二の順であります。

斯様に臺灣の畜産業は非常に盛大であります。之を仔細に觀察すれば各種家畜の品種に於ても又は飼養管理方法等に於てもまだ諸外國に比べて見劣りのする點が多いのであります。又各種家畜傳染病の防遏に就ても將來施設改善の必要が痛感せられて居ります。之等の點に關して本島の畜産業は將來爲すべき多くの仕事を持つて居りますが特に今後力を入れる必要ある事業として豚の増産、豚肉の加工、馬の増殖普及の問題があります。

豚は前述の如く本島に於ては非常に多數の飼養頭数を擁して居りますが、其の飼養管理就中、飼料の改良を行ひ、家畜傳染病の防遏施設を徹底するに於ては、成育期間を短縮し、現在頭数を増加せずして、尙且つ生産頭数を著増することを得、又養豚事業をして一層有利にして安定的のものとなすことが出來ます。又甘藷と大豆粕で飼育せられた豚は肉味最も優良で、臺灣の豚は肉味の點に於ても勝れて居る譯で、此所に豚肉加工業を興すに於ては其の生産費の低廉なることと肉質肉味の卓越せることと相俟て世界市場進出が極めて有望となつて來るのであります。倫敦市場と南洋市場のみの豚肉加工品の輸入高を概算しますと四億數千萬圓に達して居ります。假に其の一割を臺灣豚を以て置換ふる

ことを得るとしたら、我國際貸借改善上寄與する所誠に尠くありません。而して此の輸出豚は非常時には内地に於て著しき不足を豫想せらるる畜肉資源として貴重なるものと爲るのであります。

次に馬の増産奨励に就ては單に産業のみならず國防の見地に立脚して昭和十一年總督府に於ては馬政三十箇年計畫を樹立し、十箇年後九千頭三十箇年後十一萬頭の馬の普及計畫が進められて居ります。馬は直線コースの耕作には最も能率的なる所からして臺灣の如き比較的大耕地の農業經營に於ては相當普及すべきものと考へられます。馬の軍事上の用途に就ては皆様の既に御承知の通りで、進軍速度が増すにつれて馬の必要愈々増加し、戦争毎に馬の使用率は増大して行く状態であります。今次の事變に於ても夥しい數の馬が出征して北支に於ても中支に於ても前線に、後方に、目覺しい働さを爲しつつあるのであります。帝國唯一の熱帯領土たる本島は耐熱性の馬の増殖を成るべく速かに遂行する責務を有するものであります。併しながら我臺灣は馬産事業に就ては殆ど經驗を積んで居りません。此の點既に馬産事業の相當發達した内地朝鮮と事情を異にして居ります。從て馬を臺灣に普及するには其の移入飼育——就中牧野の設置、飼料作物の普及——品種の改良固定、傳染病の豫防、馬産に必須なる就馬の適正且效果的經營等各般の點に亘りて官民共に並々ならぬ骨折りを必要とするのであります。

要するに本島の畜産業は非常に多望なる將來を持つて居るけれども、之が具現の爲には幾多の施設對策を緊要とするのであります。之に對しては官廳に於て十分指導奨励を行ふこと勿論であります。官廳の施設と相呼應して業者間に於ても統制ある團體の有力なる活動が必要となるのであります。今

六

回の畜産會創設の趣旨は實に此所に在るのであります。尤も從來に於ても農會事業の一部として畜産上の施設が爲されたのでありますが、前述の如く臺灣に於ては現在及將來に於て畜産業が特に重要性を有し、而も独自の施設を必要とし、農會事業として一般耕種農業に關する事業と一緒にやつて居つたのでは、畜産方面に充分手が廻らない爲に、大正八九年以降當業者の集つて任意團體たる畜産組合を作り、諸種の畜産上の施設を爲して居りました。今では此の組合の數は全島で三百以上にもなつて居ります。之は農會施設以外に畜産奨励に特殊の施設を必要とすることを物語るものであります。が此の組合は法の根據無き單なる申合せの組合であつて其の活動能力は非常に貧弱であつたのであります。此の様な状態では本島畜産業の所期の發達は到底期待出来ません。茲に於て畜産専門の團體であつて、法人格を有し、法律上活動の根據を持ち而も積極消極兩方面に強力なる指導力統制力を有する強固なる團體を設置する必要を生じたのであります。

斯くして生れんとするのが畜産會であります。即ち、繰返して申しますれば畜産會は農會と同様公法人で、畜産業の改良發達を圖るを以て目的とし、國家の産業政策の一部を擔當するもので、此の目的に適應する如く仕組まれてあるのであります。之は臺灣獨特の制度であつて、内地にも朝鮮にも斯くの如き畜産團體はないのであります。内地には畜産組合法に依る畜産組合及畜産組合聯合會がありますが、之は組合員の利益増進を中心目的とする福利團體で、現今の經濟情勢から見ると、内地に於ても批評の餘地が多い様であります。此の制度を其の儘臺灣に移入することは我臺灣の畜産業の實情に適合しません。臺灣の畜産業は屢述の如く内地、朝鮮とは大いに異つた立場に在りますから、大所、

七

高所より見て指導獎勵を行ひ、而も國家的又は全體的利益と當業者個人利益との調和を圖る如き團體が必要でありまして今回の畜産會の制度は最も之に適切なるものと思料されます。

畜産會は州廳畜産會と臺灣畜産會との二階級制であつて、州廳畜産會は地區内の牧場所有者及家畜飼養者から成つて居り、臺灣畜産會は州廳畜産會を會員とする上級機關であります。畜産會が二階級制を採つたのは新制に依る農會と同様の理由に因るものであります。その他、畜産會の設立方法、役員又は議員の選任方法、監督等は新律令に依る農會と全然同一でありますから之等の諸點に關しては後に改正農會令に就て述ぶる所に由り御了知願ひます。

次に新制度の重要な眼目は臺灣農會の創設であります。

臺灣農會の創設に依て臺灣の農會は二級制となりました。即ち、州、廳を區域とする州、廳農會の上に臺灣を區域とする臺灣農會が設けられることになつたのであります。臺灣農會は州廳農會の上級機關として州廳農會の聯絡、統制、後援の任に當るのであります。

内地、朝鮮の農會制度を見ますと内地は帝國農會、道府縣農會、郡農會、市町村農會の四級制であり、朝鮮は朝鮮農會、道農會、府郡島農會の三級制であります。臺灣は従來、州廳農會のみの單級制であつたのが、今回二級制となつた譯であります。

然らば單級制と多級制との利害得失如何と謂ふに、單級制は多級制の農會と異り、經費を各級の農會に配分する必要が無いので、潤澤な豫算を以て十分效果的に活動することが出來ると謂ふ長所を有して居ます。即ち臺灣農業の今日の發達は單級制たる州廳農會に負ふ所極めて大であります。然し乍

ら單級制は他面に於て各農會を統制する上級機關がない爲に相互の聯絡協力に不利不便が尠くないと謂ふ缺點があります。

以之、今國の新律令は一面内地、朝鮮の如き多級制を排し、又他面従來の臺灣に於ける單級制の弱點を補強し、躍進する産業臺灣に則應せる二級制を採用したのであります。即ち、州廳農會は潤澤な豫算を以て各地方の要求に應じて相當大規模な事業を行ひ、臺灣農會は臺灣全體の立場から進んで國家全體の立場から各州廳農會の聯絡統制、補強の任に當るのであります。

今、臺灣農會の任務の一端を示すならば、例へば各州廳農會が島外搬出農産物の販賣斡旋事業を行ふ場合を想定するに、臺北州農會、新竹州農會、臺中州農會等が各々對立して競争する様なことがあるならば、互に多くの失費を要し且臺灣全體の立場から見るときは非常な損失を招くこととなり、臺灣農業の改善を遅らせることとなります。互に手を取合つて、全島的に生産品の規格統一を圖り、一個の有力な上級機關を通じて進出する方が遙かに良好な結果を齎らすことは明白であります。此の場合、内に於ては生産品の検査制度を施行し、外に對しては販路擴張に努むるのが臺灣農會の任務なのであります。

近時世界經濟界に於ける國家相互間の競争が激烈となるに伴れて、各國は何れも國內の凡ゆる重要資源の開發に力を注ぐと共に、常時、非常時を問はず之を合目標的に編成運用して、國際競争に打勝たんと企てつつあるのであります。

此の情勢の下に帝國が國內に於ける唯一の熱帯地方たる臺灣に要求する所が複雑深刻になつて來たの

は固より當然であります。臺灣の農業は從來砂糖と米によつて帝國の食糧國策に重要な貢獻を爲して來ました。將來と雖も米、砂糖の重要性は變りませんが、今日帝國が臺灣に要求する所は之に止ることを得ません。臺灣は帝國唯一の熱帯地として蹶起一番新生産を開拓し、例へば纖維工業、油脂工業、藥品工業原料其の他不足重要資源の開発に努め、兼て南方經濟圈設定の機縁を培ひ以て國家に貢獻しなければならぬ時が來たのであります。此の様な情勢に則して臺灣の農業をして國家に貢獻せしむる爲には各州廳農會が無統制の儘、對立して居てはなりません。茲に於て州廳農會の上級機關たる臺灣農會を必要とするのであります。臺灣農會の設立は必らずや既存産業の一層の發達に貢獻すると共に臺灣の使命たる新興産業の生成を促進するものと信ずるものであります。

其の他の點に於ける農會法規の整備に就て以下略説致します。

從來の農會法規たる臺灣農會規則は明治四十一年の制定に係り、單級制であると謂ふことの外にも、時代の推移に伴はない點が多々ありましたので、二級制農會の採用を機會に種々の改善を加へられて、面目を一新しました。法規の名稱も臺灣農會規則と謂はず臺灣農會令と呼ぶのであります。左に其の改正の要點を略説すれば

(1) 農會の事業を明記したこと

從來は農會の爲し得べき事業を明記してなかつたのであります。近時の立法例に倣つて其の事業を法文の上に明記しました。

(2) 發起設立の方法を採用したこと

從來、農會の設立は知事又は廳長の具中に依て總督之を設置すと成つて居たものを、地區内の會員たる資格を有するものの二分の一以上の同意を得て、創立總會を開き會則を議定し、臺灣總督の認可を得て成立することとなりました。但し現存の州廳農會は其の儘存続することが新律令の附則に規定せられて居ります。臺灣農會は發起設立の手續に依て新設せられることとなります。

(3) 會議に關する規定を整備したこと

從來農會の總會は規約の定むる所に依て會員中より選舉した代表者(議員)のみを以て之を組織し、特別議員の制度を缺いて居ました。併し農會の活動の原動力たるべき意思決定機關(總會)に學識經驗ある者を加へて其の豊富な學識經驗を取入れることは極めて必要なことと認められますので新に特別議員の制度を設け、臺灣農會に在りては臺灣總督、州廳農會に在りては知事又は廳長が之を任命することになつて居ります。而して其の數は特別議員の本質に鑑みて、議員定數の三分の一を超えてはならぬことになつて居ります。

又新設の臺灣農會の議員は所屬農會の意思を端的に反映せしむる爲所屬農會の會長を以て之に充てることになつて居ります。

(4) 役員制度を整備したこと

從來の農會は知事又は廳長の管理に屬し、會長は知事又は廳長の命を承け農會の事務を總理すると謂ふ制度であります。但し、領臺四十餘年、民度の向上著しく、一般人の農會制度に對する理解も進んだ今日、依然として農會を官の管理の下に置くことは適當でなく、島内の他の當業團體にも其の例がないので、此の際農會が官の管理に屬する制度を廢止したのであります。唯、理事機關の選任を全部選

舉に委ねることは臺灣現在の民度に照して適當でないのみならず、官と表裏一體を爲して活動すべき
 斯種機關として考慮を要するのと、又本島の現状に於ては營業團體の役員も多くは會員の選舉に依る
 ことと規定せられて居るに拘らず、例へば水産會、制度改正前の農會等の如き役員は官吏が之に推さ
 れるのが通例となつて居ります。故に新律令では會長、副會長は臺灣總督之を任命し、評議員は總會
 に於て議員及特別議員の中より選出することになつて居ります。

(5) 經費の徴收を地方公共團體に委任し得る様に改正したこと

從來の制度の下に於ては會費徴收の方法は殆んど規約に委され、法令には極めて一部の規定がある
 に過ぎません。内地農會法に於ては經費又は過怠金を滯納する者がある場合には會長より市町村に請
 求し其の請求があれば市町村が市町村税の例に依て之を處分することになつて居ります。

新律令では徴收の既往の實績に鑑み、臺灣水利組合等の例に倣つて、農會の經費及其の他の収入の
 徴收を市街庄に囑託し得る途を拓いてあります。

以上は臺灣の農會制度の改善せられた諸點であります。臺灣畜産會令に於ても農會制度の實績に
 鑑みて右と全く同様の内容を持たせてあるのであります。

臺灣農會令及臺灣畜産會令は大略以上の如き趣旨を以て公布せられ、以上の如き内容を有し、來年
 度早々施行の運びになることと思ひます。新律令の目標とする所に關しては官廳に於ても極力諸施設
 の充實に努力すること勿論であります。島民各位に於ても臺灣が帝國の重要な構成分子として
 産業上特殊の大使命を有することを能く御氣味あつて、此の使命達成に邁進せんとする農會及畜産會
 の業務遂行に不斷の御協力あらんことを切望致す次第であります。

支那事變と蘭領印度

臨時情報部

蘭領印度と云ふのは普通に馬來諸島と稱せられてゐる島
 嶼の中で和蘭の領有に屬するものを總括して呼ぶのであり
 まして、大スンダ群島、小スンダ群島、モルツケン群島、
 ニウギネア及屬島の四群島から成る世界最大の群島であり
 ます。本群島に逸早く來航し、開拓を始めたのは葡萄牙人
 ですが、其後一五九五年和蘭東印度遠征隊が來航し、續い
 て和蘭東印度會社の設立を見、和蘭は専心その經營に没頭
 し、その植民政策は著々と實績を挙げたる結果今日に於て
 は英國に亞ぐ植民地勢力を東亞に扶植するに至つたのであ
 ります。

蘭領印度の總面積は百九十九萬四千三百四十五平方呎七
 で、オランダ本國面積の實に五八倍、臺灣の約五三倍に當
 つて居ります。本群島の大部分は火山系に屬し山地が多い



街市ヤビタバ

のですが、河川の流域には平野が展げ地味は肥沃で、自然的條件に恵まれて居るのでありまして、この山野に對する農業的開發の成果は和蘭の世界に誇り得べき功績と言つてよいでせう。今日世界列強の植民地中で蘭領印度程農業特産物の種類が多く、而も大量に生産してゐる土地は何處にも見當りません。そして輸出物産として殊に砂糖、珈琲、藍、胡椒、茶、煙草等の栽培を強制して居ます。

人口は約六千萬人ありその大部分はインドネシア及メラネシア系に屬する土着民で、支那人が百十九萬にて之に次ぎ、政治的支配者たる和蘭人を始め歐米人は約二十四萬に過ぎないが本群島文化の中心勢力をなしてゐます。本群島の主要言語は馬來語で和蘭官憲の間に於ても使用せられて居ます。土語に屬するものは約三百種ほどあります。

日本との取引に就て見ますと、一九三六年には輸出入總額一億六千萬盾（一盾は八〇・六四錢）に上り、現在日本よりの輸入は蘭領印度總輸入額の二六・七一％、輸出は五・六八％を占め、その輸出入のバランスも入超で四千四百九十萬盾となつて居り、日本にとつては好箇の買客であります。對日輸出



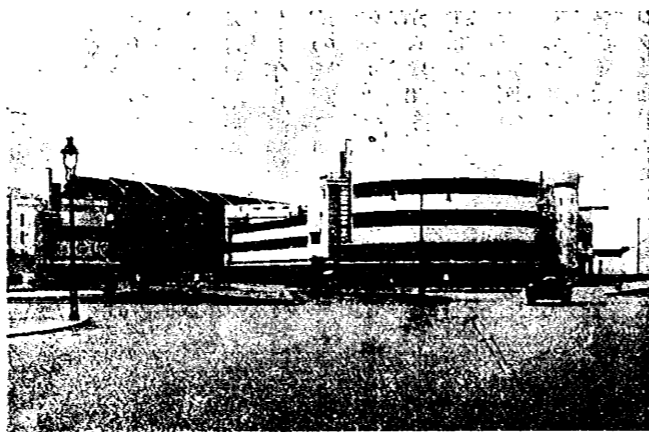
(哇爪) 煙噴の山火モロブ

品の重なるものは護謨、砂糖、石油、玉蜀黍、含油種子等で、輸入品は綿織物、既製衣類及流行品、

絲類、自轉車、陶器、硝子食料品等であります。

在任邦人はその數約七千餘人（一九三〇年調）で人數に於ては他國と比較にならない少數であります。爪哇を中心にしてスマトラ、ボルネオ、セレベス島等所々に自己の樂園を見出し、主として農耕、園藝、畜産、漁業、製鹽業等に從事し目覺しい活躍を續けて居ります。其の他會社員、銀行員、商店員等の事務員も少くありません。

扱て今次事變が蘭領印度に如何に響いたかを述べるに當り先づ華僑の勢力に就て見ませう。此の地に於ける華僑の勢力は實に侮るべからざるものがありまして華僑の數は在任歐米人の約五倍に當り爪哇の如きは邊陲の地に到るまで華僑を見受けぬ所はなく、一見蘭領なりや、支那領なりやを疑はしむる程であります。民議院（爪哇議會）には議席を有し、農場、工場方面には大資本を投下し、商品販賣網に至つては大半華僑の手に在りと稱するも過言ではない状態であります。



場市央中ンダメるあ稱の一第印蘭
(舖店の僑華は物築建大央中)

事變發生に際して蘭領印度政府は排日運動を極度に警戒して居た様で、スマラン政廳の如きは華僑

よく隠忍自重しラヂオ及び邦字新聞によつて正確なるニュースを刻々入手し以て時局の認識を誤らぬやう努めて居ます。ラヂオは東京、臺北、大連のニュースが夕刻以後明瞭に聴取出来るし、唯一の邦字新聞東印度日報が四頁の小新聞ながら事變に關する限りニュースを大體網羅し以て戦況を正確に傳へて居るのであります。又スマラン市で邦人の發行して居る馬來語月刊雜誌「アストラ」が宣傳機關として微力ながら健闘に努めて居ます。

此の様に我が南方開發の第一線に立つて居る蘭領印度の邦人は苦しい裡にも舉國一致堅忍持久の精神を堅持して事變に對處しつゝあるのであります。南京陥落を始め到る所皇軍連戦連勝の報道が在任邦人を無上に喜ばすと共に此の蔽ひ難い事實の前に支那側の虚報の威力が次第に鈍りつつある現状から見ましても、蘭領印度に於ける邦人の隠忍自重も懸て報いられ、昔に勝る發展の日も近いことでありませう。



サダカンの港の風景

地方情報報

○州下各地方の活動狀況

臺北州臨時情報部

一、基隆郡瑞芳庄

應召者の出發に際しては其の都度庄の主催にて瑞芳神社に於て武運長久祈願祭を執行し社頭にて出征祝賀會を開催して行を壯にする外、瑞芳庄出征軍人遺家族後援會よりは餞別として一人に付金拾圓宛を贈呈し亦戦地に在る庄出身者に對しては時々煙草其の他の慰問品を送付し居れり。尙各應召者に對して金屬製の門標を頒布せり。

二、三 峽 庄

イ、出征軍人家族後援會設立の件

支那事變勃發するや庄官民は何れも一致協力、事に當り九月八日には庄より應召されたる軍人及家族後援の目的より庄内有力者相集り庄長を委員長に有力者を委員となし三峽庄出征軍人家族後援會を設立せり。爾來其の活動は實に目覺しきものあり。

ロ、青年總動員實施に就て

愛國精神の喚起並に皇運の扶翼に邁進せしむべく當局より之が實施方の命に接するや直に指導員の講習を實施し一般に對しても三峽庄は郡下のトップを切り實施を開始し短期間に於ける訓練と雖も其の成績頗る良好なるを得たり。

三、蘇 澳 郡

イ、愛國婦人會蘇澳郡分會

事變發生以來率先して一般婦人の時局認識徹底に努むるの外婦女の身を以て險阻なる山路にわけ入り百合の花を採集し之を驛或は街路に於て賣り又毎月一日及十五日には山より採取したる櫛を會員手分けして各戸に賣り歩く等零細な金を積立て献身的なる努力の結果得たる資金の大半を以て陸海軍に各五十圓宛國防献金をなし皇軍將兵に慰問品三百八十袋を送り、亦應召軍人の驛頭接待、家族の慰問世話等銃後の婦人として涙ぐまじき活動を續けつゝあり尙當地出征軍人全部に千人針の國旗を贈呈せり。

ロ、蘇澳郡蕃地高砂族青年團

郡下カンケイ、ダイゲン、ココ、シホウリン社各青年團役員三十二名は日頃何かと世話を受けたる警察官の出征を知り直ちに自費各、一回餘を支出し郡警察課に至り今回の出征軍人に對する勞苦を稿ふ爲日頃の赤心を述べ高砂族青年の覺悟を披瀝し出征軍人をして大いに感激壯途につかしめた

り。

ハ、蘇澳幼稚園兒一同

蘇澳幼稚園に於ては保姆の考案せる各種玩具のイタイケな幼兒の作製になるバザール會を催しその賣上代金全部を國防献金及郡軍事後援會に寄附せり。

○國民精神總動員下の愛國婦人會

新竹州臨時情報部

從來愛國婦人會新竹州支部に於ける活動は主として社會事業的のものであつたが今次事變に際會し、銃後愛國の赤誠を披瀝するは此の秋と愛國婦人會員一同は堅き團結の下に銃後の後援を全うし以て婦人報國の實を擧げんが爲め其の活動を開始したのである。事變以來實施した主なる事業を列擧せば次の通りである。

(一) 皇軍慰問袋募集

支部では第一回募集として慰問金一萬百餘圓、慰問袋二千八百餘箇を得、第二回分慰問袋は割當數二千八百箇を遙かに突破し三千八百餘箇を募集し、更に第三回分をも募集せり。

(二) 空瓶、古新聞紙、雜誌の蒐集

會員一同は國防色エプロン姿で街頭に進出し各家庭を訪問して皇軍慰問金造成の爲め空瓶、古新聞紙、雑誌等の蒐集に熱心な活動を始めたが其の真剣さは世人の好感を博して居り其の賣上高は既に數百圓に達して居る。

(三) 出征軍人家族慰問

今回應召、出征軍人並出征軍人家族に對し會員は擔當區域に依り隅なく留守宅を慰問して、軍人の留守宅には國旗を冠する「祈武運長久」出征軍人の留守宅には同じく「祈勇健奉公」と書いた標札と慰問品を贈呈せり。

(四) 軍事扶助資金造成

軍事扶助事業遂行に遺憾なきを期する爲扶助資金州下全戸一戸當り五錢以上として募集する計畫の下に會員總動員で募集に從事中である。

(五) 戦傷勇士の移動慰問

戦傷勇士州下通過の際其の都度多數驛頭に迎送せり。尙會員を以て移動慰問班を組織し汽車内で慰問して慰問袋を贈り立居の補助、マツサージ並に食事の世話をなせり。

(六) 其他應召軍人の見送り並に出征軍人家業の手傳、戦死者市街庄葬儀及び慰靈祭の参加等其の活動は目覺しいものがある。

○銃後の赤誠

臺中州臨時情報部

「臺中市名物煙草婆さん」

臺中市大正町五丁目二番地太田ツル女は齡古稀に近き老嫗であるが、曩に臺中市に
が下り多數の出征者があつた際に、臺中驛で列車に乗込み煙草二箇宛を出征將兵に贈り「しつかりやつて下さい兵隊さん、支那兵に負けない様にね、そして充分に體を大切に……」と一人一人の將兵を激勵してゐたが出征將兵のみならず、それを目撃する人々は何れも其の行爲に感激したのであつた。

其の後出征のある度に雨の日と云はず風の日と云はず必ず老軀を提げ驛頭に現れては例の煙草を分ち將兵の慰問激勵を續けてゐる。尙其の負擔額は既に九百餘圓に達してゐると云ふことである。

このツル女の心からなる煙草の贈物は又熱誠溢るゝ激勵の言葉は、彼等將士を如何に勇奮せしめたことであらう。

「この夫にツル女の妻あり」

豊原郡警察課勤務小泉庄次郎氏は先般召集されて出動し目下〇〇部隊で活躍中であるが、同氏は出發の際に一般から受けた餞別四十五圓を〇〇隊の十屋曹長の手許へ差出し「決死の出征軍人に金は要

りませんからこれを國防献金にして下さい」と申出たが、土屋曹長は「前は薄給者であつて、又妻や子も居るのであるから妻子へ送金しては何うか」と言つたが同氏は何うしても之を聞かなかつた。「それでは……」と云ふので土屋曹長は一時この金子を預つてゐたが去る九月二十五日内々裡に右金子を小泉氏夫人シュンさん宛送金した。處が流石は帝國軍人の妻だけあつて其の金子を受取らないのみか更に生活費より節約した金五圓を加へ都合五十圓を國防献金として郡へ提出したのである。誠にこの夫にしてこの妻ありと痛く人々を感激させてゐる。

「銃後の赤誠」

臺中市梅枝町八番地椎谷政範氏は去る○月○日市民の歡呼の聲に送られて、雄々しく出征されたが夫人は椎谷氏出征以來今日に至るまで一日も缺かすことなく午前六時には必ず臺中神社に詣で、主人及皇軍の武運長久を熱誠を籠めて祈願して居られる。殊に同夫人は一時脚部に腫物を生じ歩行にさへ自由を缺くのであつたが、それにも拘らず傷々しい足取で何時もの如く神社に詣でられる其の赤誠に近隣の人々は何れも感激してゐる。

○最近に於て支那事變に關し執りたる措置

臺南州臨時情報部

一 國民精神作興青年歌の作成

國民精神作興を目的とし曩に懸賞募集申なりし本州青年歌は應募歌總數全島に亘り實に二百三十六篇の多きに達せるを以て前後三回に亘り慎重審査の結果左記の青年歌を一等入選と決定せり。

一 東天高く雲晴れて

昇る旭日の姿こそ

天壤と共に彌榮る

日出づる國の象徴なれ

二 御稜威輝く皇國の

八紘一字の理想もて

起てよ若人敢然と

正義の國をうち建てむ

三 來れ國難幾十度

何か恐れむ道の國

萬古に仰ぐ大君の

御楯となりて吾往かむ

四 碧空高き新高の

麓に繁る蒼生は

内臺融和諸共に

盡すや護國の大使命

五 黒潮如何に哮ゆるとも

南進國策うち樹て

若き希望は潑刺と

目ざすは南の生命線

二 苧麻栽培獎勵に關する件

本作物は國防上極めて重要な資源なるに鑑み臺南州に於ては昭和十二年度より積極的に苧麻栽培を奨励しつゝありたる時偶々非常時局に際會し、全島農民の愛國運動起り、州民の自發的苧麻栽培盛

となり兩者相俟つて其の成績頗る良好にして州の既定計劃によるもの〇、〇〇〇甲愛國運動に依るもの〇、〇〇〇、〇〇〇株に達する状態なり。

○學園に咲く花

高雄州臨時情報部

少年情報係

九月といつても南國の古い港街は眞夏の様に暑かつた。街の人々は日が沈むと海から吹いて来る涼しい風を胸一ぱいに吸ひこみながら廟の廣場に集るのである。廣場にはいつも美しく果物の店、氷屋、よい香をたてるそば屋等網を張つた様に客を待つて居る。人々は一日の疲れを此等の店の腰掛の上でかん高い世間話で忘れてしまふのである。

黄少年は今年街の公學校の六年生であるが、この廟が家の近くにあるので、時々お母さんにおねだりして冷飴を飲みに行つた。夕食後お父さんの御用で親戚へお使ひに行つた歸りに廟の前を通りかゝると、眞黒に澤山な人が集まつて口々にわい／＼何か話あつて居る。皆昂奮して居る。恐る／＼近づくと今迄氣付かなかつたが何時の間に誰が樹てたのか、縦四米、横三米位の大きな支那地圖が出来て居る。皇軍の占領した所や爆撃した所が美しく鮮やかに記されて居る。群がつた人々はめい／＼

勝手なことを大聲でしゃべつて居る。然し誰もほんとのことは解つて居ない。黄少年の眼にはかに輝いて来た固く結んだ口もとには何ものかを決心した様であつた。

少年は突然走り出した。

しばらくすると群衆の前に細い竹竿がす／＼と現はれた竹竿は北京を指した。今迄さわいで居た群衆の話がびつたりと止むと、元氣な少年の聲がはつきり聞えて来た。

少年の話は蘆溝橋からはじまつて順々に赤い線の上を進んで行く、上海を語り、爆撃の跡を説明する。群衆はどよめきだした。

少年は尙も雄辯に話を續けて行く。而して遂に海上封鎖に及んだ時、群衆はため息とも驚きとも、喜びともつかない聲を一せいに吐きだした。

この大地圖は少年の通つて居る街の公學校の先生方が、民度の低い民衆に時局情報をわかりやすく傳へるためにつくられたものであつた。

晝間大地圖の横に眠つた様に靜かに掛けられて居る鞭が夜になると、日本魂の末梢の様に力強く地圖の上を指して行くのが其後何度も見受けられた。

○銃後の澎湖

澎湖廳臨時情報部

一 澎湖廳統後聯盟の馬公入港艦艇慰問

澎湖廳統後聯盟に於ては十月十九日理事會を開催し、馬公入港の海軍艦艇乗組將士慰問方法に付打合の上左記の通り決定せり。

記

- 一、馬公に入港せる艦艇乗員に對しては隔月毎に慰問品を贈呈すること
- 二、慰問品贈呈の場合は各艦艇の意向を徴し希望物品を贈呈すること
- 三、慰問品の種類は左の通りとすること

イ、落花生

ロ、豚肉

ハ、雑詰類

(以下略)

二 澎湖廳國防義會の國防献金

澎湖廳國防義會に於て、八月一日以降募集したる國防献金は金六千七百一圓十錢に達せしを以て、その中より防空専用電話架設費三千圓を差引残り三千七百一圓十錢を陸、海軍に献金する爲に之を折半し、十月二十日各金一千八百五十四圓五十五錢宛馬公要港部、澎湖島要塞各司令官に送金せり。

三 愛國婦人會分會の活動

イ、皇軍將士慰問演藝會

愛國婦人會澎湖廳支部に於ては當地駐屯陸海軍將士並に出征軍人家族慰問の爲、十一月七日より二

日間午後七時より馬公會館に於て演藝會を開催せるが將士並に出征軍人家族は非常に喜び其の好意を感謝せられたり。

ロ、出征軍人家族に門標贈呈

愛國婦人會澎湖廳分會に於ては出征軍人家族たることを一目瞭然たらしむると共に、其の功を顯揚する目的を以て上部に日の丸を記せる門標を作製し、十月二十日分會幹部は出征軍人家族各戸を訪問し之を贈呈せり。

四 西嶼庄女子青年團員の赤誠

西嶼庄女子青年團に於ては、全支の戦線で奮戦を續け居る皇軍の輝くばかりの活躍振りと、當島を守る竹篙灣防空砲臺警備の海軍將士の勞苦に對し感謝の意を表する爲め、團員の申合せに依り石鹼を販賣し、之に依つて得た利益金を献納し、尙十月十七日の神嘗祭當日團員一同は指導者引率の下に竹篙灣防空砲臺に到り砲臺長に對し懇ろに慰問の辭を述べ慰問品(清酒)を贈呈せり。

五 皇軍慰問學藝會

馬公第一公學校に於ては十月十六日午後二時より同校假講堂に於て皇軍慰問學藝會を開催せるが兵士一同幼き昔に立歸り涙を流し喜べり。

◎種族別各種獻金調(臺灣總督府臨時情報部調査)

(昭和十二年十二月九日現在)

種族別	金額	内			出征軍人家族慰問金
		國防	兵	恤	
内地人	五七五,三三九	四三二,九九三	六八,三二七	二五,三一九	
本島人	九六八,〇八一	七〇〇,四三〇	一〇七,〇八三	一四一,九八三	
高砂族	四九,〇〇三	四〇,〇九六	一五,〇五六	三,九〇三	
支那人	一五二,四六五	一三三,三三〇	一七,四〇八	—	
内務入混合團體及會社、銀行	六四,〇七三	元二,五九二	一四,四三六	一八,四二七	
計	二,八六九,四〇〇	一,五三〇,七〇六	三三三,二四二	五五,一九五	

備考

代表者ニヨル獻金ニ於テモ調査ノ結果判明セルモノハ區別計上セリ。
本島住民ヨリ陸軍省又ハ海軍省ヘ直接送附セル獻金及ビ軍器獻納ハ本表ニ含まズ。

美談集錄(一)

臨時情報部

銃後の花

全家擧げての献金募集

乳呑兒背に幼兒手にひく妻女

老の身に軍用乾草を刈る父親

灼きつく様な眞夏の晝下り、見るからに暑苦しうに赤子を背負つて、四五歳の幼兒の手を引き、林郡役所兵事係を訪れ、献金の手續きを取つた二十七、八歳の婦人があつた。書類には員林街員林五〇八番地中西千代と認められてあつた。

※ ※ ※ ※ ※

千代さんの家は同地の某工場に勤務する夫との間に二人の子供と、天理教を信仰する父親彌吉さんの五人家族である。七月七日蘆溝橋事件が勃發すると間もなく此の一家は酷暑の下に奮闘力戦する皇軍將士に何とかして慰問をしたいと考へ、而も此の目的を達成する爲には出来るだけ多くの人の温い

心に依り度いと考へから、廣く郡下の諸街庄を廻る事にした。

それから間もなくじつとして居ても暑い七、八月の日盛りを、背に乳呑兒、手に幼児を引いて具林街の戸一戸を訪れる千代さんの姿が見受けられた。千代さんは先づ「戸一錢」の建前で歴訪した。そして假令金額は少くとも、より多数の人の賛成を得たいと言ふのが目的であつた。かくて第一回は具林街のみで十一圓二十錢が届けられた。一錢一錢の集積である。戸數に計算したら千代さんの足の運びを推察する事が出来よう。

只此の一事でも婦人の身に、而も二人の幼な兒相手の身には並大抵の事ではなかつたのであるが、其の後も次から次へと近くの街庄を廻り歩いた。そして第二回、第三回と數次に亘り、或は恤兵金に、或は國防献金に、將又防衛團、在郷軍人會等に零細ながらも尊い献金は續けられて行つたのであつた。

尙父親彌吉さんも同様な趣旨及び方法を以て南部の都市に之を試みて相當の成績を擧げた。然し彌吉さんの熱誠はこれだけでは満足出来なかつた。軍用乾草の蒐集が叫ばれ出した時老の身もいとはず、遠くの田舎にまで出向いて、一鎌一鎌に愛國の赤心を罩めて、獨力よく三百斤餘の乾草を刈り出したのである。

一家の主婦としての務の餘暇に、田舎家の一軒一軒を歴訪して、一錢の献金を求むる妻女、普通の女であるならば、朝な夕なに化粧だ、着物だと浮身をやつす年頃なのに!!
そして此の老爺が、獨力以て三百餘斤の軍用乾草を献納せる其の赤誠!!

一家を擧げての此の美舉は郡下住民に傳へられ郡民の龜鑑なりとて聞く人をして三省せしめてゐる。

學業の餘暇に

薪材採集

山に響く小國民の熱誠

放課の鐘が鳴つたのは、もう程前の事で、掃除の済んだ各教室はひつそりと静まり返つてゐた。

「第一班は採集」

「第二班は切斷」

「第三班は束作り」

級長の號令と共に各自分擔の職場へと急ぐ可憐な足どり、秋の日はもう山の端に消えて、眞赤に焼けた名残りの雲が僅かに木蔭から見えるのだった。

「あーい、もう二十束出来上つたぞ」

「うん愉快だな!」

「もう一と働きやらう」

「おい、早く切れよ、もう仕事になくなつたぞ」

「よし来た」

「總攻撃前進!」

等々と夕闇迫る校庭の一隅から快く響いて來るのは、新竹州南庄公學校の薪取り作業である。連戦連

勝破竹の勢の皇軍の奮闘に感激した五六年の児童が、「皇軍慰問金は僕等の手で」と手に手になたを振り、縄を結んで薪取りを初めたのだつた。

斯くて出来上つた薪を金に代へた賣上代金四四四十五銭を國防献金の一部にと郡兵事係へ提出した時の喜びは例へ様がなかつた。

第一回の計畫に成功した児童は、今度は第二回皇軍慰問金への目標に、再び薪取りをはじめたのだつた。

天に代りて不義を討つ、忠勇無双の我兵は……の軍歌と共に明らかに、山へ山へと足竝揃へて薪をとる児童の姿は眞に日本健兒の誇りに輝いて見えるのだつた。やがて山から校庭に運んで來た薪を、夕闇の中に束ねはじめる頃ともなれば、近所の青年、壯丁までも集つて此の小國民の作業に手傳ふのだつた。

教師と児童の合作

屯子ヶ丘血染の日章旗

震災復興の中に萌え出づる愛國譜

一昨年四月、思ひ出も悲しい臺灣中部大震災で完全な廢墟と化した豊原郡内埔庄は、父を亡ひ子を失つた失望のどん底から敢然と立ち上つて、復興へ〜と力強い前進を續けた。

見よ屯子ヶ丘の赤土の上に聳え立つ耐震木造建築物と整然たる道路を！ 而して聞け庄民の新たな息吹きを！ 今はもう災害の形骸だに残つてはゐない。只庄の東にある后里の山の尼寺から流れて

來る晚鐘の音が、なだらかに波打つ丘陵を傳つて、あちらの部落からこちらの竹藪へ、そして甘蔗畑の隅々にまで響いて、地下に眠る尊い犠牲者の冥福を祈るかのやうだ。

秋の初め、甘蔗の葉ずれと、二期作の植付のすんだ青田の中に立つ木の香も新らしい内埔公學校では今日鹿兒島、小保方兩先生の出征が發表されて、千餘の児童は庄はじまつて以來の此の感激に、もう完全に興奮し、熱狂してゐた。

「先生に僕等の手で出來る何か記念の品を！」こうした叫びは、校庭の、教室の隅々から起つてゐた。

特に六年生あたりの児童は、出征される先生の爲にともう會議を開いてゐた。

學級自治會の決議は定つた。

級長は代表となつて受持の二宮訓導の前に立つた。

「出征される小保方、鹿兒島先生に對し、赤心置めた血染の國旗を御贈りいたしたいと思ひます」、日頃の訓練は常に非常の場合を目指して行はれてゐる。二宮訓導の熱血の精神を、熱烈そのものゝ如き態度で打込まれた級長の一言一句は文字通りの至誠の發露だつた。

二宮訓導は級長の申出に感激し、其の決議については大いに賞揚したのであるが、餘りにも純真な六十餘の児童を強烈に刺戟することを憂へ、血を流さずともその精神を以て各自の勉強に努めさへすれば、それが即ち國家に奉公する所以であり、兩先生に對する謝恩である。其の意志は充分に兩先生に傳へて置くから思ひ止まる様教へ悟し、一應引き取らせただであつた。然し情熱に燃える小國民の

決意はどうして止められやうか？

級長が教室に歸つて見ると、早くも旗地は準備され、四、五名の兒童は既に指を切つて日章旗を描きつゝあるのであつた。此の有様を見た級長は再び二宮訓導を訪れてこの有様を報告し、是非とも許して戴き度いと願ひ出たので、二宮訓導は大いに驚き早速駆けつけた。見るともう十二、三名づゝが一組となつて小刀で指を切り、日章旗を懸命に作つてゐる。

この情景を見た二宮訓導は、自分の教へ子乍ら其の眞剣な純眞な態度に痛く感激し、暫しは言葉もなく感涙に咽んだのであつたが、それ程ならば校長の許を得て自分も兒童と共に指を切つて日章旗を作らうとて、兒島校長の許を得て茲に六十餘の血はこつて二流の國旗となり、そして「武運長久、内埔公學校第十六學級」の文字も鮮やかに出来上つた。

教師と兒童の魂の觸れ合つて出来上つた此の血染の日章旗は、贈るものも、贈られるものも共に感謝と感激の涙であつた。

附 録

事 變 日 誌

臨 暗 情 報 部

十二月三十一日

1. 揚州を突破せる安達・永津部隊、邵伯湖東岸の要地邵伯鎮を占領せり。
2. 滁縣より北上せる小野快速隊、津浦線上の要地張八嶺を占領せり。
3. 片岡・小堺・野添・藤山部隊は廣徳に、福井・谷川・津田部隊は湖州に集結し、杭州に向け進撃を開始せり。
4. 谷川・多田・福間部隊、湖州南方に於て敵有力部隊と遭遇之を撃破せり。
5. 南下せる藤山・野添部隊安吉を突破、夕刻孝豐縣城を占領せり。
6. 嘉興より滬杭甬鐵道を南下せる我が部隊、硤石鎮

を突破せり。

十二月二十二日

1. 揚州より北上せる我が部隊、天長を占領せり。
2. 福井・津田・谷川部隊、德清縣城を占領せり。
3. 我が一部隊英干山に進出せり。
4. 滬杭甬鐵道を南下せる我が部隊、長安を占領せり。
5. 北支戰線の我が部隊、松塔鎮(榆次東方)、華泉村(平定西南)、道坪鎮(榆次東方)に於て約四千の共產軍を撃破せり。
6. 國民政府の外交部・財政部・實業部は重慶に移轉し、一時漢口にあつた軍政部・鐵道部・交通部・教育

- 7. 南昌を空襲激戦の後敵機十七機を撃墜し、六機を爆破せり。

十二月二十三日

- 1. 福井・津田・谷川部隊、武康を完全に占領せり。
- 2. 片岡・小塚・野副・藤山・淺野・小池部隊、未明潘板橋を突破餘杭縣城を占領せり。
- 3. 長安を突破せる我が部隊の一部、崇徳縣城を占領せり。
- 4. 長安を突破し滬杭甬鐵道に沿ひ南下せる我が部隊、許村・臨平を突破せり。
- 5. 山西省に於ける我が軍馬坊鎮(榆次東方)に突入之を撃破、更に昔陽を陥し附近一帯を掃蕩せり。
- 6. 親日防共の南京自治委員會成立せり。委員長―陶錫山。

十二月二十四日

- 1. 桑名部隊餘杭南方の天嶮を突破、錢塘江北岸の要害富陽縣城を占領せり。

- 2. 富士井部隊は慶春門・清泰門・望江門より、福井・谷川部隊は裝街より、野副・小塚部隊は鳳山門より吳山を経て、いずれも杭州城内に突入之を占領せり。

- 3. 我が軍濟南東北十六里榆林鎮附近及び、北方十二里曲堤附近に於て黄河の敵前渡河を敢行、本朝南岸に上陸せり。

- 4. 新民主義を奉じ新政權をなせる中華民國新民會、北京にて發會式を舉行せり。
- 5. 左の地點に空爆を加へたり。

- 宣城鎮(太原東南)・濟南・泰安・膠濟線の長山・章邱・周村・大汶口。

十二月二十五日

- 1. 大黄河渡河部隊濟南に向け猛進を開始せり。
- 2. 石田部隊周村(膠濟線)を占據せり。
- 3. 襄陽・大汶口・博山・青石關に空爆を加へたり。

十二月二十六日

- 1. 事變下に於て第七十三議會開會せられたり。
- 2. 我が長谷川長官、全支沿岸封鎖に於て除かれてる

た唯一の青島も本日より封鎖する旨宣言せり。之によりて第三國租借地のみこれり。

- 3. 赤柴・福榮部隊、東・北兩門より城内に突入濟南城を完全に占領せり。
- 4. 長野部隊、濟南東方の要地龍山を占領せり。
- 5. 在臺華僑南京政府の羈絆を離脱し新政權支持を表明、在臺中華民國華僑大會を開催、態度を決定せり。
- 6. 臨紛に集結中の敵部隊に空爆を加へたり。

十二月二十七日

- 1. 富陽を突破せる小塚・片岡・加藤部隊杭州・富陽間にて數千の廣西軍を撃破せり。
- 2. 石田部隊、膠濟線の支線博山線の要地淄川(炭礦地)を占領せり。
- 3. 杭州を敗退せる敵軍中其一部は錢塘江を渡り鐵道に沿ひ紹興・寧波方面に、一部は錢塘江上流桐廬附近に集結中なり。
- 4. 上海方面に於ける占領地域の開放を實施せり。
- 5. 北支文化工作の第一歩とし百萬圓を以て、我が傳

染病研究所にも比すべき一大衛生保健施設を建設する事なれり。

- 6. 蔣介石漢口を大本營所在地とし、直系軍を集結中なり。
- 7. 左の地點に空爆せり。

- 泰安・山西省の離石・介休・京漢沿線の敗殘兵。
- 8. 南京政略戰(十二月七日以降)に於ける我が軍の敵に與へたる損害並に、鹵獲品の概要左の如し。

一、敵の遺棄死體 五三、八七四

二、鹵獲品

- 重砲一〇八。高射砲一三七。高射機銃一七。野山砲一九。迫撃砲一七九。輕機一九五六。自動銃一三六。速射砲一九。重機一四一一。小銃一九、三三四。拳銃一一一五。戰車一〇。飛行機一六。自動貨車一三六。手榴彈一七七、八五〇。重砲彈一八、二二六。野山砲彈一、〇二六。迫撃砲彈一六二、五七二。戰車砲彈一三九、〇〇〇。機關銃彈一三〇九、六二二。小銃彈一三、二二四、四

五〇。奉銃彈一三一、六〇六。機關車一三。客貨車一五五。食鹽一四二五、〇〇〇俵。以上

十二月二十八日

1. 濟南に於て皇軍の入城式を舉行せり。
2. 京滬線の修復完了、上海・南京間の列車直通せり。
3. 南支に匪賊團蜂起し、國府の南支統制力亂れ始めたり。
4. 在朝鮮中國人の態度に就て注目されてゐるが、京城中華商會及び仁川華僑團體は代表者大會を開催、新政權歸屬を滿場一致可決せり。

十二月二十九日

1. 森部隊、黄河大鐵橋破壞箇所を架橋工事を見事完成せり。
2. 上海産業界の巨頭上海市民協會を設立し、發會式を舉行せり。
3. 我が軍敗將閻錫山に宛て投降勸告ビラを撒布し、三十日附期限で回答を要求せり。
4. 徐州及び粵漢線の琶江口・黎洞に空爆を加へたり。

四〇

十二月三十日

1. 石田部隊、大崑崙を突破博山(濟南東方)を占領せり。
2. 福榮部隊、津浦線の崗山に據る敵を潰走せしめたり。
3. 沼田部隊、長清を突破肥城に肉薄せり。
4. 左の地點に空爆を加へたり。
廣東・粵漢線(軍田・銀蓋勘・琶江口・横石)・廣九線(樟木頭・塘頭厦)・濟陽・津浦・隴海兩線の要地兗州・泰安・徐州・沂州・海州・日照。

十二月三十一日

1. 我が陸軍一般避難民の、上海西部方面への復歸を許可せり。
2. 我が海軍航空隊の十二月中に撃破せる敵機百二十三機(内撃墜四九、地上爆破七四)、累計五七八機。我が方の損害三機。
(以下次號)

昭和十三年一月九日印刷
昭和十三年一月十一日發行 (月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊吉

臺北市京町二丁目四十三番地
印刷所 小塚本店印刷工場